

## (2) 公用車使用燃料

### 【 目標 】

公用車使用燃料については、政府実行計画において、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均概ね 85 %以下とする」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、環境省の公用車の利用の効率化を図ることとしています。

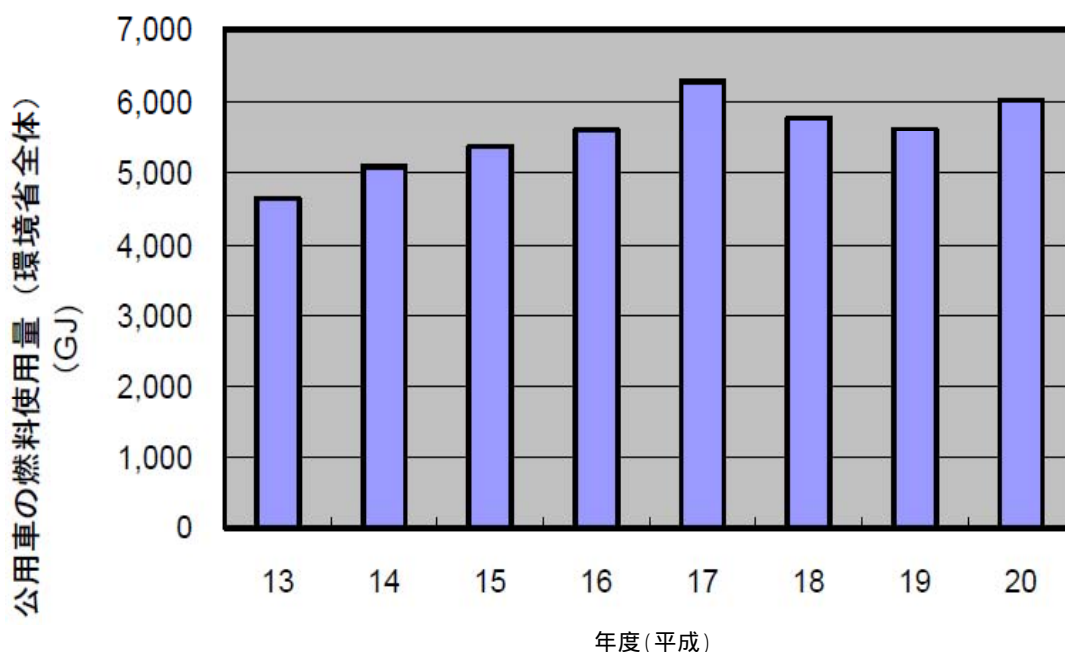
本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」において、「大気汚染への負荷を低減する」ことを掲げ、その具体的目標として、「公用車で使用する燃料を、平成 13 年度比で 70 %以下とする」ことを掲げています。

### 【 実績 】

過去の公用車使用燃料は、以下のとおりとなっています。

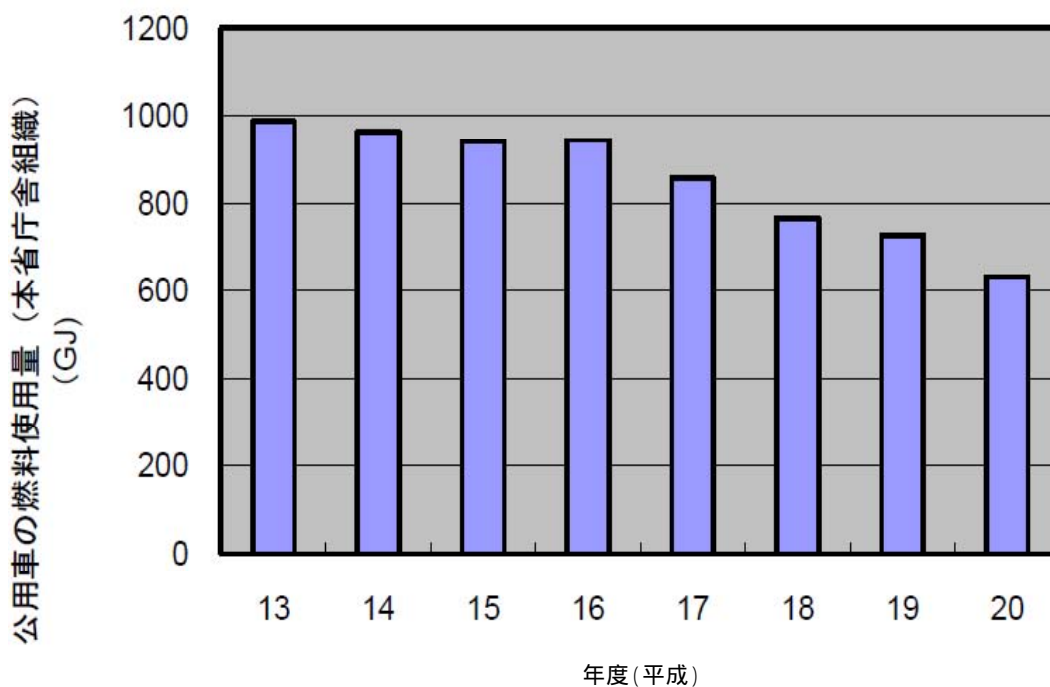
< 公用車の燃料使用量 > (環境省全体)(GJ)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
公用車の燃料使用量	4,645	5,086	5,366	5,600	6,278	5,777	5,617	6,024



< 公用車の燃料使用量 > (本省庁舎組織)(GJ)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
公用車の燃料使用量	987	963	941	944	857	766	727	633



環境省全体を対象とした平成 20 年度の公用車使用燃料は、平成 13 年度比で 129.7 %と増加しており、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均概ね 85 %以下とする」という目標に向けて、一層の努力が必要な状況となっています。

本省庁舎組織を対象とした平成 20 年度の公用車使用燃料は、平成 13 年度比で 64.1 %となっていることから、「公用車で使用する燃料を、平成 13 年度比で 70 %以下とする」という目標に向けて、順調に推移しています。

なお、本省庁舎組織において保有する一般公用車 24 台のうち、電気自動車、天然ガス自動車、燃料電池自動車を除く 14 台については、E3 (バイオエタノール 3 %混合ガソリン) を燃料として使用しています。

## 【 公用車使用燃料の削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、「公用車等の効率的利用等」に係る取組として、以下のような取組を進めることとしています。

- ・ 車一台ごとの走行距離、燃費等を把握するなど燃料使用量の調査をきめ細かく行い、待機時のエンジン停止の励行、急発進、急加速の中止等の環境に配慮した運転（エコドライブ）を行う。
- ・ アイドリングストップ車の導入については、低公害車で公用車の規模等に条件が合う車種が販売された場合、導入する。
- ・ 有料道路を利用する公用車への ETC 車載器の搭載を本省においては完了したことに引き続き、地方環境事務所等の車両にも必要に応じて搭載する。
- ・ 霞が関地域において、毎月第一月曜日は、（中略）公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

等

また、「公用車の台数の見直し」に係る取組として、「使用実態を精査し、公用車の共有化により台数の見直しを行い、その削減を図る」ことを掲げています。

この他、自転車の活用についても掲げています。

グリーン購入法基本方針において、自動車は排出ガス及び燃費基準値について一定の基準を満たすように判断の基準が定められています。環境省では、環境省調達方針に基づき、これらの自動車について適切に調達を行ってまいります。

また、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、契約の具体的な進め方などの基本的事項等を定めている、国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（以下、「環境配慮契約法基本方針」という。）において、価格のみならず燃費を総合的に評価する総合評価落札方式による自動車の調達を行うことが定められており、環境省では、これに従った調達を行っています。これらの取組は公用車使用燃料の削減にも繋がります。（(5)グリーン購入・調達状況 自動車等（自動車）参照）

環境マネジメントシステムの「平成 21 年度及び平成 22 年度目的、目標及び実施計画」においても、「一般公用車の台数削減を図る」ことについて掲げています。

環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、公用車使用燃料の削減を進めてまいります。

### (3) 用紙使用量

#### 【 目 標 】

用紙使用量については、政府実行計画において、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させない」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、用紙類の使用量の削減を図ることとしています。

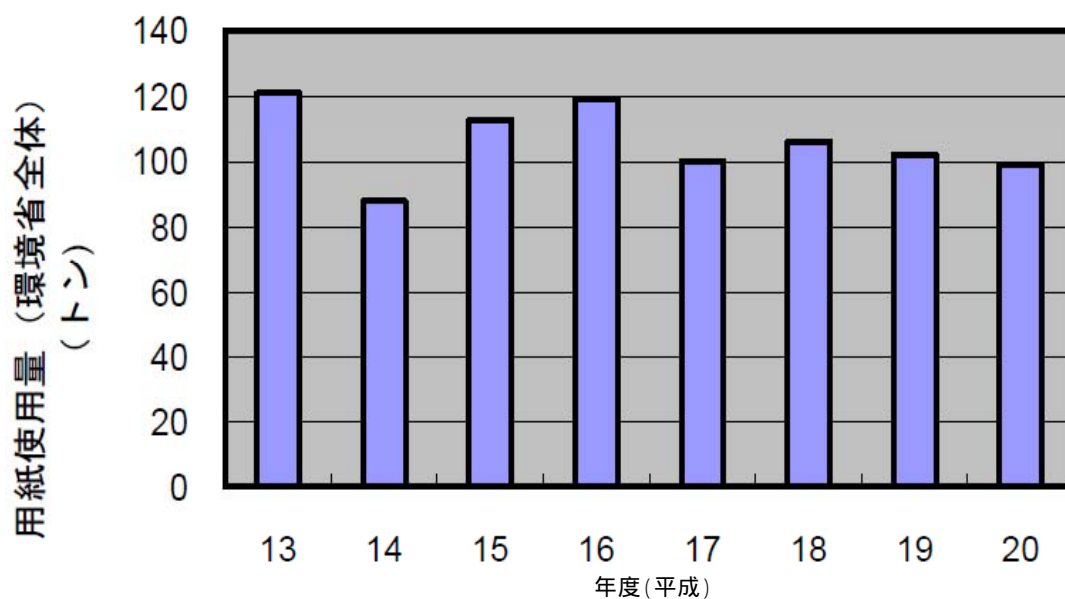
本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」において、「用紙類の使用を節減し、使用量を削減する」ことを掲げ、その具体的目標として、「平成 22 年（2010 年）度において平成 16 年（2004 年）度比 30 %削減を目指す」ことを掲げています。

#### 【 実 績 】

過去の用紙使用量は、以下のとおりとなっています。

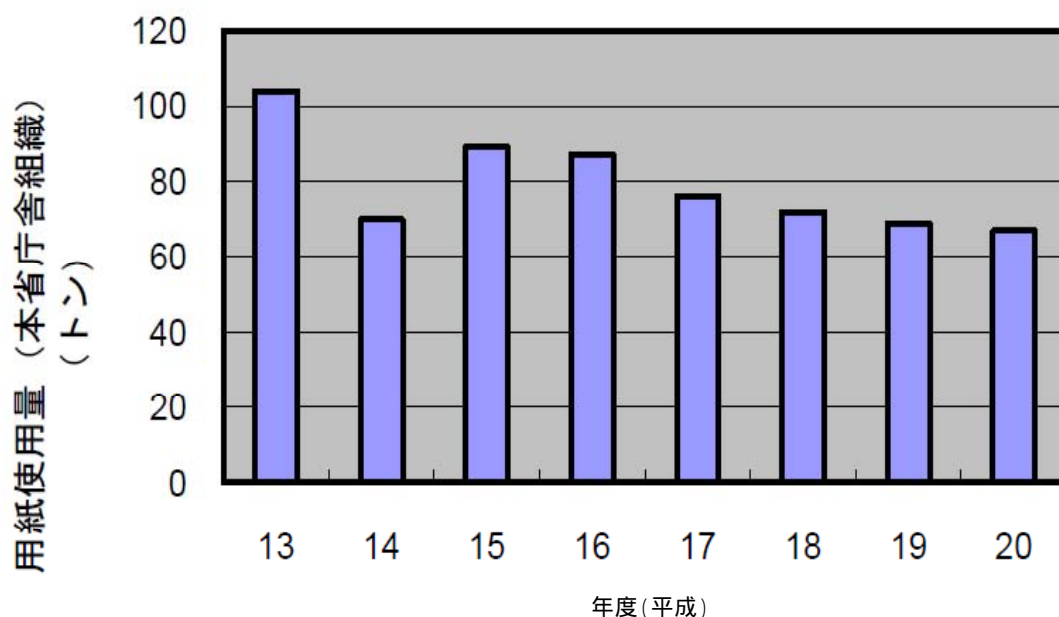
< 用紙使用量 >（環境省全体）（t）

年度（平成）	13	14	15	16	17	18	19	20
用紙使用量	121	88	113	119	100	106	102	99



< 用紙使用量 > (本省庁舎組織)( t )

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
用紙使用量	104	70	89	87	76	72	69	67



環境省全体を対象とした平成 20 年度の用紙使用量は 99 t となっており、平成 13 年度の 121 t から 22 t 減少しています。また、平成 14 年度以降の推移を見ても、全ての年で平成 13 年度の値を下回っており、「平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で増加させない」という目標に向けて、順調に推移しています。

本省庁舎組織を対象とした平成 20 年度の用紙使用量は 67 t となっており、平成 16 年度の 87 t から 20 t 減少しています。これは、平成 16 年度比で 23 % 削減したこととなり、現段階では、「平成 22 年(2010 年)度において平成 16 年(2004 年)度比 30 % 削減を目指す」は達成されていません。平成 22 年度の目標達成に向けて、引き続き努力が必要な状況にあります。

## 【 用紙使用量削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしています。

- ・ コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、本省では部局単位で、地方環境事務所等では事務所等单位で把握管理し、削減を図る。
- ・ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
- ・ 各種報告書類の大きさ等の規格の統一化を進め、また、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。
- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底を図るとともに、可能な場合は集約印刷も利用する。

等

環境マネジメントシステムの「平成 21 年度及び平成 22 年度目的、目標及び実施計画」においても、用紙類の使用量の削減については

- ・ 資料作成に当たっては極力簡潔なものとする。
- ・ 印刷やコピー枚数は必要最小限とする。
- ・ コピーは両面コピーとする。
- ・ ミスコピー等により不要となった片面コピーの紙類は、その裏面をメモ用紙、ファックス送信状等に再利用する。

等を掲げています。

環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、さらなる用紙使用量の削減を進めてまいります。

#### (4) 上水使用量

##### 【 目 標 】

上水使用量については、政府実行計画において、「事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90 %以下にする」ことが、目標として掲げられており、環境省実施計画では、政府実行計画の目標に貢献するため、上水使用量の削減を図ることとしています。

また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」において、「上水使用の節減を励行する」ことを掲げています。

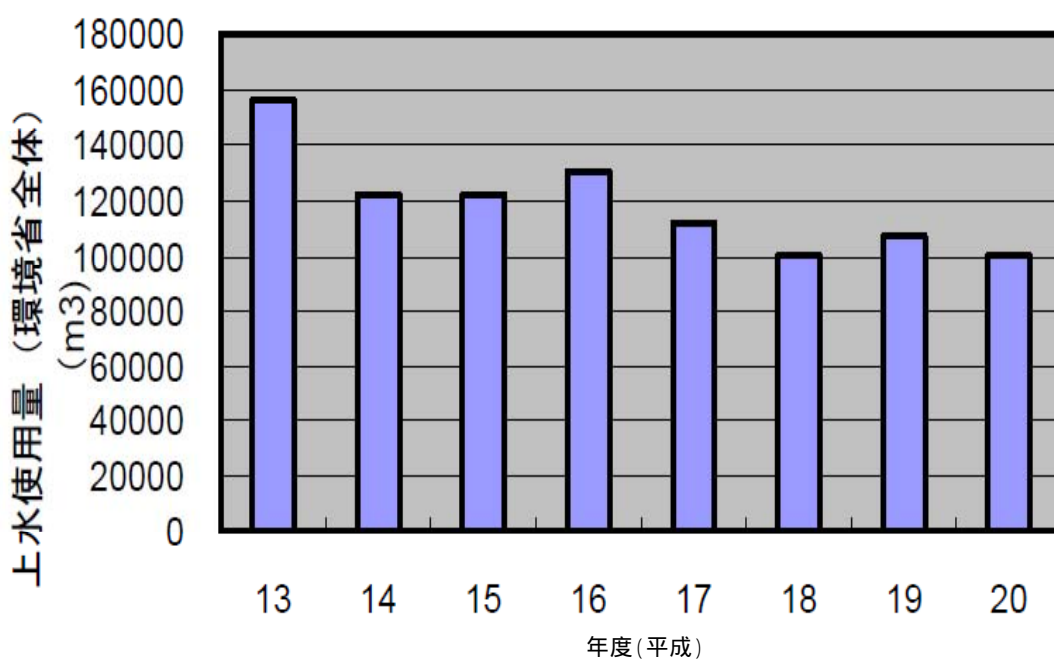
##### 【 実 績 】

過去の上水使用量は、以下のとおりとなっています。

(注) 上水使用量については、一部を除き、床面積割合による按分方式で算出しています(例：本省庁舎組織については、第 5 号合同庁舎全体の使用量を、環境省の占める床面積割合で按分し算出)。

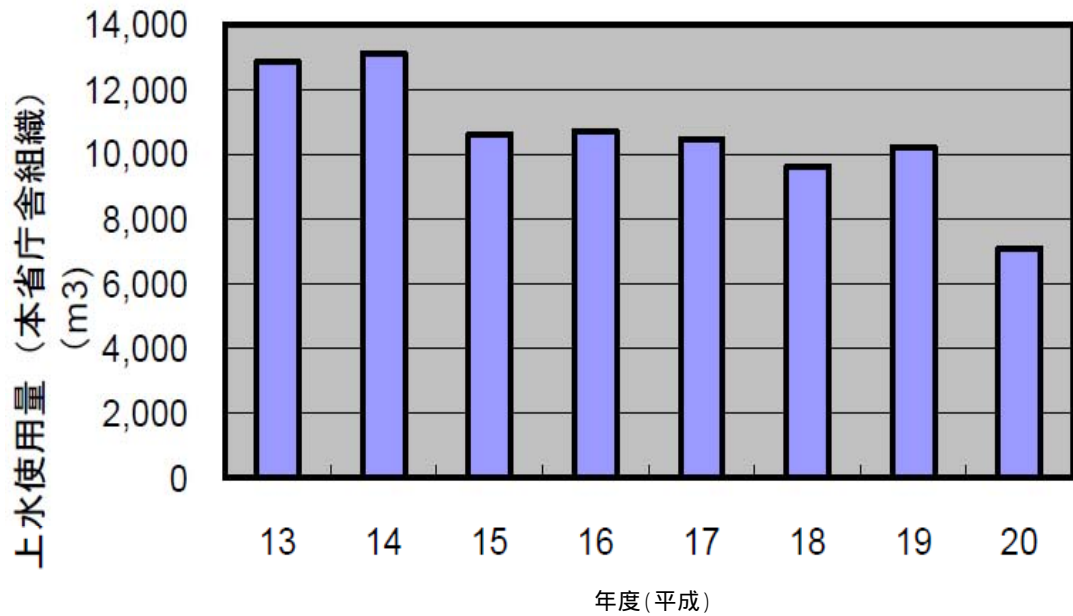
< 上水使用量 > (環境省全体)( $m^3$ )

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
上水使用量	156,175	122,475	122,403	130,692	112,348	100,620	107,571	100,673



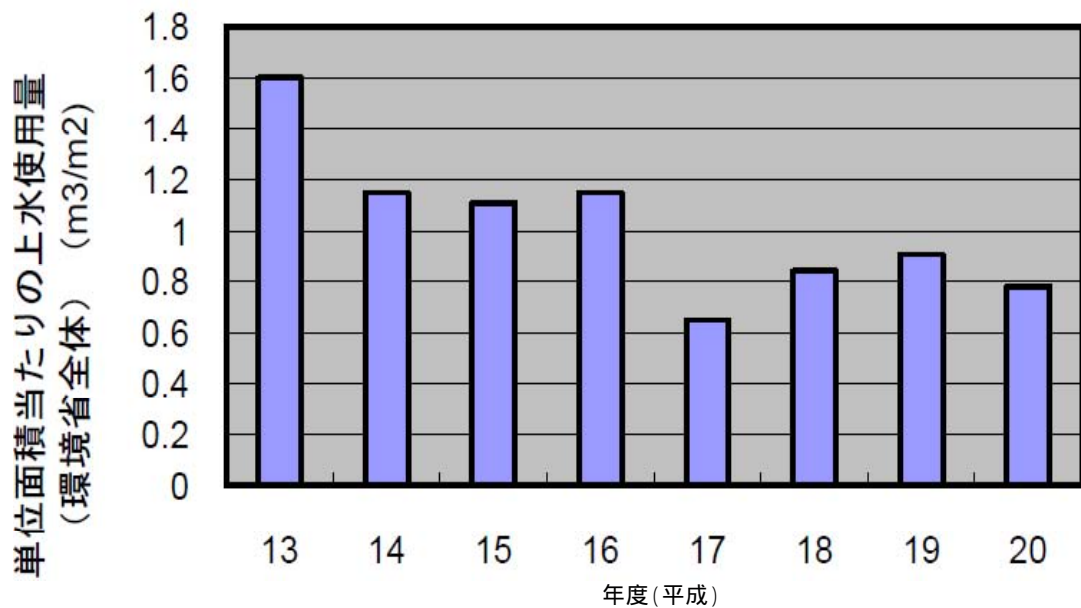
< 上水使用量 > (本省庁舎組織)( $m^3$ )

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
上水使用量	12,849	13,109	10,586	10,694	10,462	9,628	10,198	7,115



< 単位面積当たりの上水使用量 > (環境省全体)( $m^3/m^2$ )

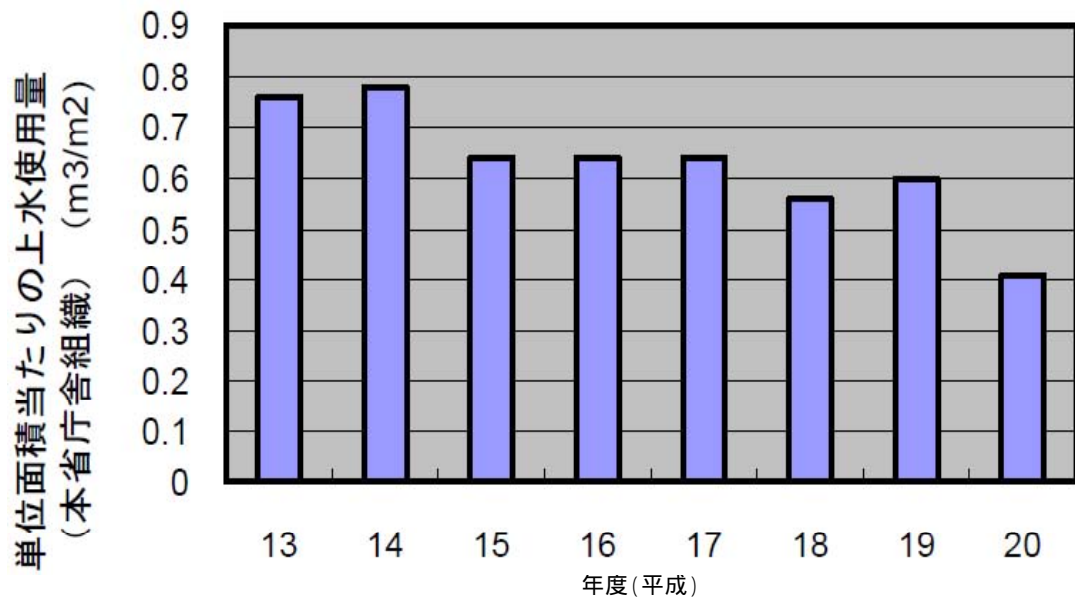
年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
単位面積当たりの上水使用量	1.60	1.15	1.11	1.15	0.65	0.84	0.91	0.78





< 単位面積当たりの上水使用量 > (本省庁舎組織) (m<sup>3</sup>/m<sup>2</sup>)

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
単位面積当たりの上水使用量	0.76	0.78	0.64	0.64	0.64	0.56	0.60	0.41



環境省全体を対象とした平成 20 年度の事務所の単位面積当たり上水使用量は、平成 13 年度比で 48.8 % になっており、「事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成 13 年度比で、平成 22 年度から平成 24 年度までの期間に平均で 90 % 以下にする」という目標に向けて、順調に推移しています。

本省庁舎組織を対象とした上水使用量は、平成 16 年度から平成 18 年度までは減少傾向にあり、平成 19 年度に上昇に転じましたが、平成 20 年度では再び減少に転じており、環境マネジメントシステムの「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」に掲げた「上水使用の節減を励行する」を概ね達成できています。

【 上水使用量削減に向けた取組 】

環境省実施計画においては、以下のような取組を進めることとしています。

- ・ 家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄水の節水を進める。
  - ・ 必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。
  - ・ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
  - ・ 水漏れの点検を徹底する。
  - ・ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- 等

環境マネジメントシステムの「平成 21 年度及び平成 22 年度目的、目標及び実施計画」においても、上水使用の節減については

- ・ 執務室内の張り紙等により、上水使用の節減を励行する。
- ・ 給湯室に張り紙を行い、上水使用の節減を励行する。

等を掲げています。

環境省においては、これらの計画等に基づく取組を進め、さらなる上水使用量の削減を進めてまいります。

## (5) グリーン購入・調達状況

### 総論

グリーン購入については、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づき、国等が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、グリーン購入法基本方針が定められています。平成20年度のグリーン購入法基本方針では、紙類、文具類、オフィス家具等、OA機器、家電製品、エアコンディショナー等、温水器等、照明、自動車等、消化器、制服・作業服、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他繊維製品、設備、防災備蓄用品、公共工事及び役務の18の分野について、それぞれ特定調達品目及びその判断基準等が定められています。

環境省では、グリーン購入法基本方針に即して、毎年度、環境省調達方針を作成し、環境物品等の調達目標等を定め、調達を進めています。

環境配慮契約法第5条第1項の規定に基づき、国等が環境配慮契約の推進を図るため、環境配慮契約法基本方針が定められています。現在、環境配慮契約法基本方針では、電力供給、自動車調達、省エネルギー改修及び建築物に関する契約が、温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約として定められています。

環境省では、環境配慮契約法基本方針に従った契約をしています。

環境省においては、グリーン購入法に基づき、毎年度、環境物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表しています（平成20年度の実績については、<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11310>）。また、環境配慮契約法に基づき、毎年度、環境配慮契約の締結の実績の概要を取りまとめ、公表しています（平成20年度の実績については、<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11351>）。

なお、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成20年度及び平成21年度目的、目標及び実施計画」において「グリーン購入を実施すること」が掲げられており、平成21年12月に公表された「環境マネジメントプログラムの達成状況（平成20年度）」においては、「平成20年度環境省調達方針に基づき着実に実施」とされています。

以下では、平成20年度のグリーン購入法基本方針で定められた特定調達品目18分野のうち、特に、環境マネジメントシステムの「平成20年度及び平成21年度目的、目標及び実施計画」において目的が設定されている以下の分野について、具体的に取り上げることとします。

- ・ 紙類 目的2 再生紙の使用を進める。
- ・ 自動車等（自動車）

目的4 通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一

般公用車については、低公害車とする。

- ・ 家電製品（電気冷蔵庫等）

目的 7 フロン系冷媒の抑制を進める。（目標 フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系冷蔵庫の購入・使用の徹底）

## 紙類

紙類については、平成 20 年 1 月に製紙メーカー各社による古紙パルプ配合率の偽装問題が発覚しました。この対応として、特定調達品目検討会の結果を踏まえ平成 20 年 1 月 30 日付け及び 2 月 14 日付けで環境省（総合環境政策局環境経済課）が発出した、「グリーン購入法特定調達品目の紙類に関する調達について（お知らせ）」において、特定調達物品以外にも、一定の要件（植林、古紙回収促進への支援措置等、不足する環境価値への対策を講ずる旨を事業者自ら申し出た場合等）を満たした製品については、準特定調達物品として納入を可とすることとしています。また、新規契約に当たっては、特定調達物品や上記物品がない場合、極力古紙パルプ配合率の高い製品等を調達することとしています（ただし、平成 20 年度第 1 四半期まで）。

環境省（大臣官房会計課等）における紙類の調達も、この考え方を踏まえて行っています。

## 【 目標 】

平成 20 年度のグリーン購入法基本方針においては、紙類については、情報用紙（コピー用紙等）、印刷用紙並びに衛生用紙（トイレトペーパー等）に区分されており、コピー用紙及び衛生用紙については古紙パルプ配合率 100 % であること、その他の紙類については古紙パルプ配合率 70 % 以上であること等が特定調達物品等の判断の基準とされています。

平成 20 年度の環境省調達方針においては、紙類については「調達を実施する品目については、調達目標は 100 % とする。」と位置付けています。

また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」において、「再生紙の使用を進める」ことを掲げ、その具体的目標として、「コピー用紙については、古紙パルプ配合率 100 % かつ白色度 70 % 程度以下の条件を満たす製品を調達する。印刷用紙については、古紙パルプ配合率 70 % 以上の条件を満たす製品を調達する。ただし、市況を踏まえ、調達が困難な場合には、環境に配慮されたバージンパルプ原料を使用した製品を購入する。」ことを掲げています。

【実績】

平成 20 年度の紙類の調達は、以下のとおりとなっています。

< 紙類の調達実績 > (環境省全体)

品目	総調達量 (kg)	総調達量のうち、特定調達物 品等の調達量 (kg)	総調達量のうち、準特定調達物品等 の調達量(2.3 月調達分)(kg)	特定調達物品等の調達率 (%)
コピー用紙	91,000	90,998	0	100
フォーム用紙	48	48	0	100
インクジェットカラープリンター用塗工紙	50	50	0	100
印刷用紙(カラー用紙を除く。)	83	83	0	100
印刷用紙(カラー用紙)	333	333	0	100
トイレトペーパー	4,722	4,722	0	100
ティッシュペーパー	67	67	0	100

< 紙類の調達実績 > (本省庁舎組織)

品目	総調達量 (kg)	総調達量のうち、特定調達物 品等の調達量 (kg)	総調達量のうち、準特定調達物品等 の調達量(2.3 月調達分)(kg)	特定調達物品等の調達率 (%)
コピー用紙	64,702	64,702	0	100
フォーム用紙	0	0	0	0
インクジェットカラープリンター用塗工紙	0	0	0	0
印刷用紙(カラー用紙を除く。)	0	0	0	0
印刷用紙(カラー用紙)	0	0	0	0
トイレトペーパー	45	45	100	100
ティッシュペーパー	0	0	0	0

紙類については、いずれの品目についても、特定調達物品等の調達率は 100 % となっています。

【 特定調達物品等の調達に向けた取組 】

平成 21 年度の環境省調達方針において、平成 21 年度に調達を実施する品目については、調達目標を 100 % とすることを盛り込んでいます。

## 自動車等（自動車）

### 【 目 標 】

平成 20 年度のグリーン購入法基本方針において、自動車については、新しい技術の活用等により従来の自動車と比較して著しい環境負荷低減を実現した自動車として、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車及び燃料電池自動車、並びに排出ガス及び燃料基準値について一定の基準を満たしたガソリン車、ディーゼル車及び LP ガス車であることが、特定調達物品等の判断の基準とされています。

平成 20 年度の環境省調達方針において、自動車については、

#### (1) 一般公用車

ハイブリッド自動車 7 台、燃料電池自動車 2 台及び 17 年低排出 75 % 低減かつ低燃費車 18 台を調達（買換え・更新）予定

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車の調達予定はない。

#### (2) 一般公用車以外の自動車

ハイブリッド自動車 2 台及び 17 年低排出 50 % 低減かつ低燃費車 15 台を調達（買換え・更新）予定

判断の基準を満たす自動車を 100 % 調達する。

としています。

また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」において、「通常の行政事務に供する公用車への低公害車の導入を図り、一般公用車については、低公害車とする」ことを掲げ、その具体的目標として、「一般公用車の低公害車比率 100 % を維持する」ことを掲げています。

### 【 実 績 】

平成 20 年度の一般公用車及び一般公用車以外の調達は、以下のとおりとなっています。

< 一般公用車の調達実績 > (環境省全体)

品目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
電気自動車	購入	0	0	-
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	
ハイブリッド自動車	購入	3	3	100
	レンタル新規	4	4	
	レンタル継続	6	6	
燃料電池自動車	購入	0	0	-
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	
17年度低排出 75%低減かつ低燃料	購入	7	7	100
	レンタル新規	6	6	
	レンタル継続	0	0	
その他	購入	0	0	-
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	

< 一般公用車の調達実績 > (本省庁舎組織)

品目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
ハイブリッド自動車	購入	1	1	100
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	
燃料電池自動車	購入	0	0	-
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	
17年度低排出 75%低減かつ低燃料	購入	0	0	-
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	
その他	購入	0	0	-
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	

< 一般公用車以外の自動車の調達実績 > (環境省全体)

品目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
ハイブリッド 自動車	購入	2	2	100
	レンタル新規	15	15	
	レンタル継続	0	0	
燃料電池 自動車	購入	0	0	-
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	
17年度低排出 75%低減かつ低燃料	購入	1	1	100
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	0	0	
その他	購入	0	0	0
	レンタル新規	0	0	
	レンタル継続	2	0	

平成 20 年度において本省庁舎組織では一般公用車以外の自動車の調達実績はない。

品目の「その他」については、既存の一般公用車数では不足する数の自動車利用が必要となった場合にレンタカーを利用したものであって、レンタル業者が、グリーン購入法基本方針で定める特定調達物品等の判断の基準を満たす自動車を準備できなかったことから、同基準を満たさない自動車の調達を行ったため、特定調達物品等の調達率は 0 %となったものです。他の品目については、特定調達物品等の調達率は 100 %を達成しています。

本省庁舎組織については、一般公用車 24 台全てが低公害車となっています。

【 特定調達物品等の調達に向けた取組 】

環境省においては、特定調達物品等の調達率 100 %を達成するよう努めるとともに、本省庁舎組織における一般公用車の低公害車比率 100 %を維持するよう、適切に調達を行ってまいります。



## 家電製品（電気冷蔵庫等）

### 【 目 標 】

平成 20 年度のグリーン購入法基本方針において、電気冷蔵庫等については、エネルギー消費効率、オゾン層破壊物質等に関する一定の要件を満たすことが、特定調達物品等の判断の基準とされています。

平成 20 年度の環境省調達方針において、電気冷蔵庫等については、「調達を実施する品目については、調達目標は 100 %とする」としています。

また、本省庁舎組織を対象とする環境マネジメントシステムでは、「平成 20 年度及び平成 21 年度目的、目標及び実施計画」において、「フロン系冷媒の排出抑制を進める」ことを掲げ、その具体的目標として、「フロン系冷媒の回収・破壊や非フロン系冷蔵庫の購入・使用の徹底」を掲げています。

### 【 実 績 】

平成 20 年度の電気冷蔵庫等の調達は、以下のとおりとなっています。

< 電気冷蔵庫等の調達実績 >（環境省全体）

品 目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
電気冷蔵庫	購入	10	10	100
冷凍庫	レタ外新規	0	0	
冷凍冷蔵庫	レタ外継続	0	0	

< 電気冷蔵庫等の調達実績 >（本省庁舎組織）

品 目		総調達量(台)	うち、特定調達物品等の調達量(台)	特定調達物品等の調達率(%)
電気冷蔵庫	購入	1	1	100
冷凍庫	レタ外新規	0	0	
冷凍冷蔵庫	レタ外継続	0	0	

電気冷蔵庫等については、特定調達物品等の調達率は 100 %を達成しています。

平成 20 年度の本省庁舎組織における冷蔵庫の廃棄台数は 0 台です。

### 【 特定調達物品等の調達に向けた取組 】

環境省においては、引き続き、特定調達物品等の調達率 100 %を達成するとともに、本省庁舎組織における電気冷蔵庫等の廃棄に当たり、フロン系冷媒の回収・破壊を徹底してまいります。

## 2. 循環利用・アウトプット

### (1) 温室効果ガス排出量

#### 【 目標 】

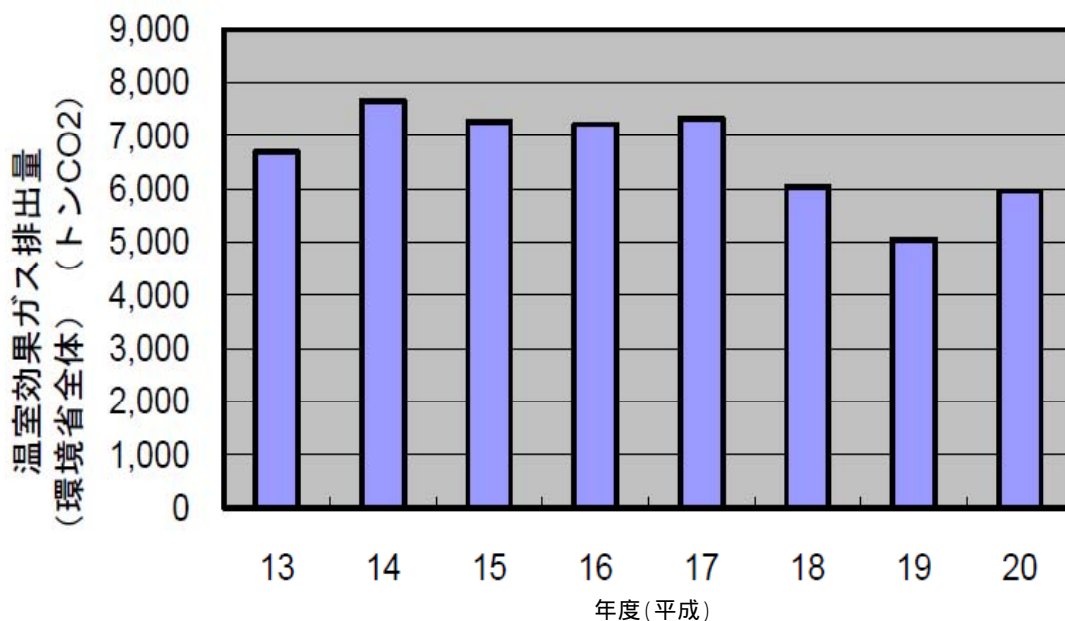
温室効果ガス排出量については、政府実行計画において、「平成 13 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成 22 年度から平成 24 年度までの総排出量の平均を 8 %削減する」ことが、目標として掲げられていますが、環境省実施計画においては、「平成 18 年度において 13 年度比で 9.7 %削減して(中略)いることにかんがみ、19 年度以降も削減努力を継続、強化し、目標年度である 22 ~ 24 年度の総排出量の平均を 13 年度比で 10 %削減する」こととしています。

#### 【 実績 】

過去の環境省の温室効果ガス排出量は、以下のとおりとなっています。

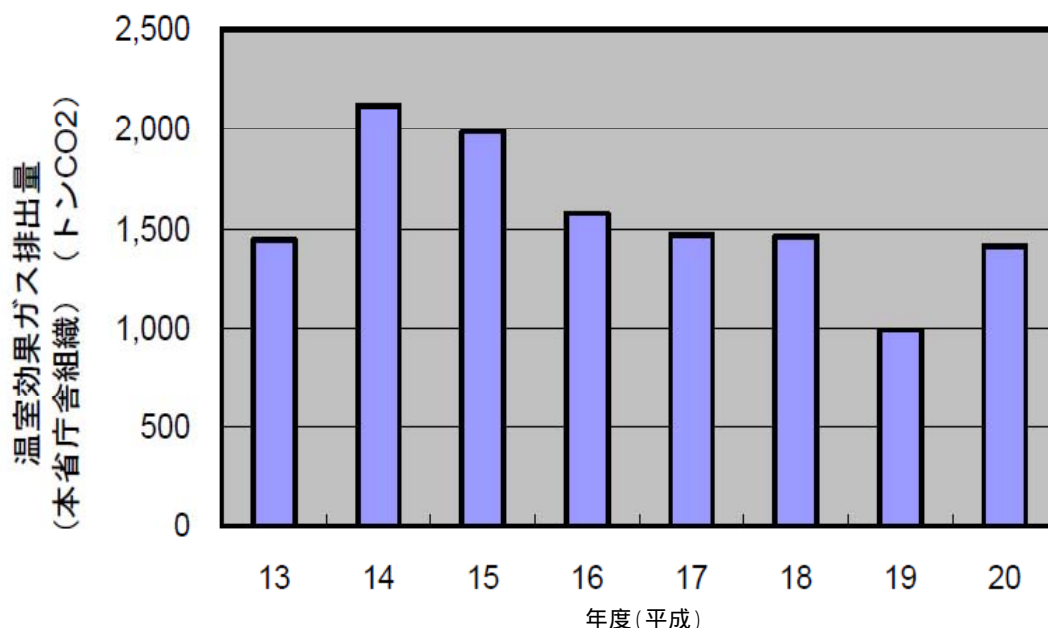
< 温室効果ガス排出量 > (環境省全体)( t CO<sub>2</sub> )

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
温室効果ガス排出量	6,695	7,659	7,275	7,221	7,332	6,043	5,055	6,006



< 温室効果ガス排出量 > (本省庁舎組織)( t CO2 )

年度(平成)	13	14	15	16	17	18	19	20
温室効果ガス排出量	1,452	2,118	1,986	1,581	1,474	1,468	992	1,432



環境省全体では、平成 20 年度は平成 19 年度より排出量が増えているものの、既に平成 13 年度比で 10.3 %削減しており、「目標年度である 22 ~ 24 年度の総排出量の平均を 13 年度比で 10 %削減する」という目標は、現状での排出量を維持できれば、達成できる状況にあります。

【 参 考 】 排出係数について

CO2 の排出量は、電気使用量等の活動量に「排出係数」を乗じて算定しています。算定に用いた排出係数の値は、以下のとおりとなっています。

活動量	排出係数
電気使用量	(注) 参照
都市ガス使用量	1.959 kgCO2/m3
LPG 使用量	3.000 kgCO2/kg
灯油使用量	2.489 kgCO2/l
A 重油使用量	2.710 kgCO2/l
軽油使用量	2.619 kgCO2/l
ガソリン使用量	2.322 kgCO2/l

(注) 平成 13 ~ 18 年度は、一般電気事業者については 0.378kgCO2/kWh、その他事業者については実測等により把握した排出係数又は 0.602 kgCO2/kWh を用いており、平成 19 年度及び平成 20 年度については、地球温暖化対策推進法に基づき公表された電気事業者ごとの排出係数等を用いている。